

議案第24号

飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について

飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

特定不妊治療費の同一年度内における申請回数の上限等を廃止することに伴う改正

# 飛驒市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例

飛驒市不妊治療費助成金条例（平成16年飛驒市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(助成の額及び回数)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特定不妊治療の助成回数は、10回までとする。

第5条第2項を削る。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飛騨市不妊治療費助成金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(助成金額)</u></p> <p>第4条 助成金額は、次の各号に定める治療区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <hr/> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第5条 助成金の交付を受けようとする夫婦は、規則で定めるところにより、交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 特定不妊治療の申請は同一年度において3回を限度とし、助成を受けるとのできる年度の数については5、回数については10を限度とする。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(助成の額及び回数)</u></p> <p>第4条 助成金額は、次の各号に定める治療区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 特定不妊治療の助成回数は、10回までとする。</u></p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第5条 助成金の交付を受けようとする夫婦は、規則で定めるところにより、交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <hr/> <p>以下 略</p>

## 飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例（案） 要旨

### 1 改正の趣旨

特定不妊治療費の同一年度内における申請回数の上限等を廃止することに伴う改正

### 2 改正の内容

特定不妊治療費の助成について、同一年度内における申請回数の上限及び助成を受けることのできる年度の数等を廃止するもの。（第5条関係）

### 3 施行日 平成30年4月1日